

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日の翌日)

## 目次

- ◇ 示 健康保険法による保険医療機関の指定  
健康保険法による保険医の登録  
結核予防法による医療機関の指定  
昭和四十五年六月鳥取県告示第四百二十三号の廃止  
解除予定の保安林にする旨の通知
- ”
- ” 土地改良法による換地計画の適否の決定  
土地の用途廃止
- ”
- ◇ 公 告 高圧ガス作業主任者試験の実施
- ◇ 正 誤 土地区画整理審議会委員選挙規則中訂正

## 告 示

鳥取県告示第六百二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日
上村整形外科医院	鳥取市戎町一〇六	整形外科、理学診療科	上村 治	昭和四十五年九月一日
安田 医 院	鳥取市青葉町一丁目二二七	内科、小児科、眼科	安田 学	”
武信産婦人科医院	鳥取市材木町一五二	産婦人科、内科、小児科	武信 憲二	”
野 口 内 科	米子市角盤町四丁目五	内科、小児科	野口 哲夫	”
水 谷 医 院	倉吉市仲ノ町七七〇	産婦人科、内小児科	水谷 千弥	昭和四十五年九月五日
門 脇 内 科 医 院	境港市明治町一八二のの一	内科、小児科、循環器科、消化器科	門脇 和範	昭和四十五年九月一日
鳥 取 生 協 病 院	鳥取市末広温泉町二五二	内科、外科、整形外科	鳥取勤労者医療生活協同組合長 山崎季治	”
江 頭 齒 科 医 院	鳥取市湯所町一丁目二二〇	齒科	江頭 輝治	”
芦立外科、脳神経外科医院	米子市西福原字西原新町道東米川添三七〇の四	外科、胃腸科、脳神経外科、麻酔科	芦立 巖	”
医療法人 菊川 病院	境港市上道町一八九四	整形外科、外科、皮膚科、外科、産婦人科、内科	理事長 菊川秀親	”

鳥取県告示第六百二十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
宮田 弘子	気高郡青谷町青谷 四三〇七の五	鳥歯 第二九〇号	昭和四十五年八月二十六日

鳥取県告示第六百二十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十五年八月二十七日	江頭齒科医院	鳥取市田園町 四丁目三六一	江 頭 輝 治

鳥取県告示第六百二十九号

昭和四十五年六月鳥取県告示第四百二十三号(鶏等の出入及び移動を禁止する区域の指定について)は、昭和四十五年九月十六日限り廃止する。

昭和四十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百三十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市八屋字寺山四三五の一六(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由  
公民館敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大字飯戸字大野一五二五の四、一五二五の一七から一五

- 二五の一九まで、字向原一五四一の一、一五四一の三、一五四二の三、一五四二の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 解除の目的  
林道敷地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十二号

昭和四十五年五月三十日付けで八頭郡八東町大字北山六十三番地島土地改良区から申請のあつた八頭郡八東町島地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十五年九月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ  
る。

鳥取県告示第六百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年九月三日から用途廃止した。  
昭和四十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市白兔字杖突九一三ノ一番地先から 小沢見字長田尻五七七ノ六番地先まで		四三〇・四二	道路敷

鳥取県告示第六百三十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年九月五日から用途廃止した。  
昭和四十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市田園町三丁目二七七番地先		一一・九一	道路敷

公 告

高压ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和45年度高压ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和45年9月16日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 日時 昭和45年11月29日 午前9時30分から午後3時まで
- 2 場所 鳥取市及び米子市
- 3 試験の種類 丙種化学作業主任者免状に係る試験  
 第二種冷凍機械主任者免状に係る試験  
 第三種冷凍機械主任者免状に係る試験
- 4 受験手続 次の書類を昭和45年9月24日から昭和45年10月7日まで、鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。
  - (1) 受験願書
  - (2) 履歴書
  - (3) 写 真 1枚(手札型とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの)
  - (4) 高压ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者は、その免除に係る講習の課程を修了して交付を受けた高压ガス保安協会講習修了証又はその写しを添付すること。
  - 5 手数料及びその納付方法
    - (1) 手数料

に係る試験 700円  
 第二種冷凍機械主任者免状に係る試験 800円

(2) 納付方法  
 (1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。  
 6 その他 不明な点は、鳥取県商工労働部商工振興課に問い合わせると。

正 誤

土地区画整理審議会委員選任規則(昭和四十五年九月鳥取県規則第七十九号)中次の箇所を訂正する。

頁 設 行 誤 正  
 六 上 二 立候補推薦 立候補推薦届

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】